

## 神久呂の園デイサービスセンター

### 通所介護サービス利用料金表

#### <サービス利用料金>

※浜松市は地域区分が7級地である為、サービス利用料金と加算料金の合計単位数に「10.14円」を乗じます。

1. ご利用者の要介護度と サービス利用料金 (1日につき)	要介護1 658単位 668円	要介護2 777単位 788円	要介護3 900単位 913円	要介護4 1,023単位 1,038円	要介護5 1,148単位 1,164円
2. 入浴介助加算(Ⅰ)	40単位/1日				
3. 若年性認知症利用者受入加算	60単位/1日				
4. 栄養改善加算	200単位/1日(月に2回を限度)				
5. サービス提供体制加算(Ⅱ)	18単位/1日				
6. 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	総単位数×92/1000				
7. 口腔機能向上加算	150単位/日(月に2回を限度)				
8. 生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位/1ヶ月				
9. 通所介護科学的介護推進体制加算	40単位/1ヶ月				

#### <介護保険の給付対象とならないサービス>

食事の提供に要する費用	1回あたり620円(おやつ代含む。)
レクリエーション・クラブ活動	材料代等の実費
複写物の交付	1枚につき10円
日常生活上必要となる諸費用	実費(尿取りパット 30円 はくパンツ 120円 テープ止め式パンツ 150円)
時間延長	延長30分につき 500円
付添い者	送迎(往復470円、片道235円) 食事の提供に要する費用620円

## 神久呂の園デイサービスセンター

### 介護予防通所サービス利用料金表

#### <サービス利用料金>

※浜松市は地域区分が7級地である為、サービス利用料金と加算料金の合計単位数に「10.14円」を乗じます。

1. ご利用者の要支援度と サービス利用料金(1月につき)	要支援1 又は 要支援2 (週1回程度) 1,798単位 1,823円	要支援2 3,621単位 3,671円
2. 栄養改善加算	200単位/1ヶ月	
3. 若年性認知症利用者受入加算	240単位/1ヶ月	
4. サービス提供体制加算(Ⅱ)		
要支援1	72単位/1ヶ月	
要支援2	144単位/1ヶ月	
5. 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	総単位数×92/1000	
6. 口腔機能向上加算(Ⅰ)	150単位/1ヶ月	
7. 介護予防通所サービス 科学的介護推進体制加算	40単位/1ヶ月	

#### <介護保険の給付対象とならないサービス>

食事の提供に要する費用	1回あたり620円(おやつ代含む。)
レクリエーション・クラブ活動	材料代等の実費
複写物の交付	1枚につき10円
日常生活上必要となる諸費用	実費(尿取りパット 30円 はくパンツ 120円 テープ止め式 パンツ 150円)
時間延長	延長30分につき 500円
付添い者	送迎(往復470円、片道235円) 食事の提供に要する費用620円